

那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書

1 業務名

那環委第5号 那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

2 目的

那珂市（以下「本市」という。）においては、令和2年7月のゼロカーボンシティ宣言以降、令和6年3月には令和32年のカーボンニュートラルに向けた那珂市地域脱炭素ビジョンや、那珂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、脱炭素に向けた取り組みを進めている。

本業務は、第2次那珂市総合計画後期基本計画、第3次環境基本計画、那珂市地域脱炭素ビジョン及び那珂市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合を図りながら、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第21条に基づき、本市の温室効果ガス排出量現況推計や削減目標の設定、目標達成のための対策・施策の立案を行い、温室効果ガスの排出抑制に向け総合的かつ計画的に推進するための那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）策定を目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

環境省から示されている地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルの内容に準拠し、国の支援策の活用を視野に入れつつ、以下の点について、本市の状況を踏まえ取りまとめるものとする。

（1）基礎情報の収集及び現状分析

ア 基礎情報の収集整理

（ア）国や茨城県の動向（温暖化対策計画、温室効果ガス削減目標、その設定に関する根拠資料等）、他自治体の先進事例等の地球温暖化対策に係る情報を調査・整理する。

（イ）温暖化対策・再生可能エネルギーに関係する本市の計画・実施事業並びに地球温暖化の現状、国際的な動向（気候変動枠組条約締約国会議、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の動向等）、国・県の動向及び計画、国の技術開発動向等を整理する。

(ウ) 本市の環境（生活環境、自然環境、社会環境）に関する現況把握、統計情報の整理を行い、温暖化による影響と将来予測を考察する。

(エ) 本市における主要な再生可能エネルギー発電施設や公共施設への再生可能エネルギーの導入状況、直近年度までの再生可能エネルギー導入量及び再生可能エネルギーポテンシャルを民間部門と公共部門に分けて整理する。

イ 現状分析

(ア) 直近年度までの温室効果ガス排出量の現況推計を行う。推計に当たっては、パリ協定の基準年度となる平成25（2013）年度以降の温室効果ガス排出量を算定し、分析及び考察を行う。

(イ) 本市の温室効果ガスの森林等における吸収量の算定及び分析

(ウ) 市民・事業所の意向把握については、那珂市地域脱炭素ビジョン策定作業において、本市の地球温暖化防止の行動や再生可能エネルギー普及における現状の市民・事業所の意識を把握するアンケートを行っており、その結果を「アンケート調査結果報告書」として市ホームページで公開しているので、これを参照すること。

(2) これまでの取組評価、課題抽出及び本計画の基本的事項の整理

ア (1) や第3次那珂市環境基本計画の策定時の課題を踏まえつつ、本市における地球温暖化対策において取り組む上での課題を抽出し設定する。課題の抽出に当たっては、新たな課題も対象に整理することとする。

イ 地球温暖化対策に関するこれまでの取組状況について、各施策の実績及び目標の達成状況を整理し、取組評価を行う。

ウ 本市の地域特性、計画の目的、位置付け、役割、計画期間等の整理を行う。

エ (1) で整理、分析、考察等を行った内容について、本計画に反映すべき事項を検討・提案する。

(3) 将来の温室効果ガス排出量の推計及び削減目標の設定

(1) 及び(2) までの分析、検討、考察等の結果を基に、人口、世帯数等の変化を考慮し、中期目標となる令和12（2030）年度及び長期目標となる令和32（2050）年度までの本市の各部門別の温室効果ガス排出量の将来推計を行うとともに、本市における令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。なお、令和32（2050）年度の削減目標は、参考程度に示すこととする。

(4) 削減目標達成のための施策の立案

ア 削減目標の達成に向け、(1) から(3) まで考察を踏まえて、省エネルギー、再生可能エネルギー及び吸収源の対策・施策については、令和12（2030）

年度までのプランとしてまとめる。

イ 対策・施策については、市民、事業所、行政等の主体別の役割について設定する。

ウ 市域における再生可能エネルギーの導入目標等、進捗管理に向けた指標についても設定する。

エ 施策立案や再生可能エネルギーの導入可能エリアの考察においては、那珂市地域脱炭素ビジョンを参照する。

オ 再生可能エネルギーの導入の考察においては、景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生等の環境トラブルや土砂災害等の災害といった様々な懸念や問題があることから、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、その他の公益への配慮した考察を行う。

(5) 計画推進体制の設定

本市における地球温暖化対策を推進するための推進体制を設定する。

(6) 計画書の作成

ア (1) から (5) までの内容を整理して本計画案を作成し、最終的な本計画の冊子（以下「計画書」という。）の作成を行う。

イ 普及啓発用として概要版の作成を行う。

ウ 計画書及び概要版の作成に当たっては、イラストや写真、図等の使用や専門用語への注釈等、分かりやすさに配慮して作成する。

エ 計画書には、資料編を設け、参考データや関係法令、関係計画の抜粋を掲載するほか、用語集を設ける。

(7) パブリックコメント実施の支援

ア 本計画のパブリックコメントの募集開始に当たり、パブリックコメント募集用の計画案をまとめ、委託者が指定する時期までに提出する。

イ 収集したパブリックコメントの集計、分析を行い、計画への反映等を行う。

(8) 打合せ、協議等

打合せ等について、業務着手時、中間、業務完了時のほか、必要に応じ行う。

(9) 会議等の運営支援

ア (仮称) 策定委員会

(ア) 自然環境、気候変動、省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギー等の分野における専門家を委員とする(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、最新情報の提供、アドバイス、関係各課との意見交換等を行うに当たり、受託者は、委員会で使用する資料の作成及び印刷、資料説明、質疑に対する応答を行うほか、会議録の作成等の運営を支援する。

- (イ) 委員会は、3回程度開催し、計画策定に反映する。
- (ウ) 委員の報酬、費用弁償等は、受託者が支払う。
- (エ) 委員には、各種団体の代表、金融機関の代表、市民の代表のほか、学識経験者には主に次に掲げる有識者から選出する。
茨城県環境アドバイザー、環境省環境カウンセラー、茨城県地球温暖化防止活動推進員、茨城県気候変動適応センター事務局又は同事務局が推薦する者等

イ 那珂市環境審議会

- (ア) 本計画の策定に当たり、委託者は、那珂市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行い、受託者は、審議会に出席し、委託者の支援を行う。
- (イ) 審議会の開催に先立ち、受託者は、審議会で使用する資料の作成、印刷、会議録の作成等を行うほか、必要に応じ、資料説明、質疑に対する応答等の運営を支援する。

5 成果品

受託者は、委託者へ本業務の成果品を以下のとおり納入する。

- (1) 計画書（A4判、両面カラー、60ページ程度、
マットコート紙A判44.5kg、くるみ製本）…………… 100部
- (2) 概要版（A4判、両面カラー、4ページ程度、
マットコート紙A判44.5kg）…………… 250部
- (3) 計画書広報用（A4判、両面カラー、2ページ程度）…………… 1部
- (4) 委員会、審議会の議事録…………… 1式
- (5) 電子データ（CD-ROM又はDVD媒体）…………… 1枚
- (6) その他委託者が必要とするもの

6 支払い

委託料は、業務完了後、受託者からの請求に基づき、一括で支払うものとする。

7 作業工程

別紙のとおり

8 秘密の保持

本業務の履行に当たり、知り得た秘密を他の目的に使用し、又は他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

9 情報セキュリティの確保

本業務の履行に当たり、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、法令に則り、適切な管理を行わなくてはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、工程及び進捗の確認、並びに計画内容について委託者と十分に協議を行う。
- (3) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者がその都度協議し、業務を遂行する。
- (4) 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、委託者に帰属する。

那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託作業工程

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考																															
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬																																
打合せ・協議																																					○ 着手前打合せ							○ 中間打合せ				必要に応じ随時打合せ												○ 完了前打合せ				納品				
基礎調査																																																																				
調査結果分析																																																													課題整理を含む							
計画案作成																																																													12月～2月は最終調整							
委員会										○ 骨子案審議							○ 素案審議							○ 計画案審議																																												
審議会													○ 骨子案審議										○ 素案審議							○ 計画案審議																																						
パブリックコメント																																																																				